

## 重大事態の調査の実施主体の決定について

(提案理由)

このことについて、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項並びに熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則第 5 条及び第 6 条の規定に基づき、調査の実施主体を決定する必要があるため。

### 参考：関係法令条項

#### 【いじめ防止対策推進法】

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### 参考：関係規則条項

【熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則】

(重大事態の調査の実施主体の決定等)

第5条 教育委員会は、前条第2項の規定による報告をした場合には、前条第1項の報告書その他の関係書類の内容を踏まえ、速やかに重大事態の調査の実施主体を決定し、これを校長に対し通知するものとする。

2 前項の場合において、県立学校を重大事態の調査の実施主体と決定した場合には、教育委員会は、発生した重大事態の内容に応じ、当該県立学校における重大事態の調査に参加することが適当と判断する法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者（次条及び第7条において「専門家等」という。）を2人以上校長に推薦するものとする。

(学校いじめ調査委員会)

第6条 県立学校において重大事態の調査を行う場合には、当該重大事態の調査を行う組織として、当該県立学校の下に、校内いじめ対策組織を構成する者のうちから校長が指名する者及び校長が自ら参加を依頼し、又は前条第2項の規定により教育委員会が推薦する専門家等から構成される学校いじめ調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置するものとする。

2 調査委員会の委員の過半数は、専門家等でなければならない。

3 県立学校が調査委員会による重大事態の調査を終了したときは、校長は、その結果について速やかに報告書を作成し、当該報告書を教育委員会に提出しなければならない。

## 重大事態の調査の実施主体の決定について

このことについて、いじめ防止対策推進法第28条第1項並びに熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則第5条及び第6条の規定に基づき、下記のとおり調査の実施主体を決定する。

### 記

1 調査の実施主体 東稜高等学校いじめ調査委員会（令和5年設置）

2 調査委員等

- (1) 県教育委員会が推薦する専門的な知識及び経験を有する者（以下「専門家等」という。）の3人を含む5人以内。
- (2) 委員長を置き、委員の互選により専門家等である委員のうちから選任する。

3 調査委員の推薦

県教育委員会として、専門的な知識及び経験を有する者を分野ごとに1人推薦する。  
その推薦については、各職能団体等からの推薦により決定する。

4 本事案の概要等

- ・当該生徒は、令和3年（2021年）4月に東稜高等学校に入学。令和4年（2022年）3月末、同校から他校へ転学。
- ・令和3年（2021年）7月、当該生徒から担任に、同級生から悪口を言われる、無視をされる、SNSグループ内で悪口を言われる等の3件の事柄について相談。
- ・その後も、学校で当該生徒を無視した行為、同級生がSNSで当該生徒に対する不満を掲載した行為が発覚。担任は、関係生徒に対する聞き取り調査を実施した。
- ・令和3年（2021年）9月、当該生徒の保護者から担任へ、心療内科を受診したと伝えられる。
- ・2学期に入り、学校は関係生徒に対して解決に向けた指導を行うが、この間も言動等を中心に5件のいじめ行為が発覚（同級生が当該生徒に対する不満を述べた行為、同級生が反省していないと感じさせる発言を行った行為等）。
- ・10月に入り、当該生徒は登校しても教室に入れないことが多くなり、10月下旬に保健室にて学習できる登校支援プログラムが開始される。
- ・3学期に入り、当該生徒は欠席が続いた。
- ・令和4年（2022年）3月、学校は転学などについて保護者と面談を行ったが、当該生徒及び保護者は他校への転学を決意するに至った。

※学校は基本調査（いじめ防止対策推進法第23条第2項の規定に基づく調査）を実施し、以下の10の事柄をいじめとして認知したが、事実関係や欠席との因果関係等について、外部専門家を中心とした調査委員会による更なる詳細な調査（同法第28条第1項の規定に基づく調査）が必要であると判断したものである。

◆学校が事実確認を行い、認知したいじめ行為

事柄① R3年6月

(ア) 同級生が当該生徒に対して悪口を言った行為。

(イ) 同級生が席替えの際、当該生徒の席が斜め後ろと知って、当該生徒に聞こえるように「マジ、テンションさがる」と言った行為。

事柄② 同年6月

(ア) 同級生が露骨に当該生徒を避けた行為。

(イ) 同級生が当該生徒に対して無視をした行為。

事柄③ 同年6月30日頃

同級生がSNSのグループ内で当該生徒の悪口を言った行為。

事柄④ 同年7月30日

同級生がそれまで一緒に登校していた当該生徒に「一人で登校して」と発言し、学校でも再び無視した行為。

事柄⑤ 同年8月上旬

同級生がSNSのステータスメッセージに当該生徒に対する不満を掲載した行為。

事柄⑥ 同年9月

オンライン会議ツールで同級生が「何で俺だけ悪いんだ」と発言した行為。

事柄⑦ 同年9月

放課後、教室で同級生が「(当該生徒は)生理的に無理」と発言した行為。

事柄⑧ 同年10月

同級生が当該生徒に謝罪の手紙を渡した後、同級生が他の同級生に「謝罪したのは本心ではない」と発言した行為。

事柄⑨ 同年9月

同級生が「先生から呼び出され、四者面談などたくさんして面倒くさい」と他のクラスの生徒に言った行為。

事柄⑩ 同年11月15日

同級生が別の高校の生徒に次の2点について情報を提供した行為。

(ア) 同級生が「(当該生徒が)リモートで出席扱いになるのはずるい。」と行った行為。

(イ) 教室で同級生たちが当該生徒の悪口を言ったという行為。